

参考1. 愛知県広域緑地計画策定委員会

(1) 策定委員会の開催経緯

第1回愛知県広域緑地計画策定委員会（平成30年10月5日）

- ① 本県の緑の現況
（緑被、都市公園等の現況・変遷、社会情勢の変化）
- ② 本県の緑に関する課題
- ③ 計画の理念
- ④ 基本方針



第2回愛知県広域緑地計画策定委員会（平成30年11月26日）

- ① 施策と目標値
- ② 市町村における取組の方向性



パブリックコメントの実施
（平成31年1月17日～2月15日）

第3回愛知県広域緑地計画策定委員会（平成31年3月25日）

- ① パブリックコメントの結果
- ② 愛知県広域緑地計画の改訂

(2) 委員名簿

（敬称略 委員については五十音順）

	フリガナ 氏名	所属機関等
委員長	マルヤマ ヒロム 丸山 宏	名城大学農学部 教授
委員	コンドウ 近藤 かおり	岐阜県立国際園芸アカデミー 非常勤講師
委員	スイツ イサオ 水津 功	愛知県立芸術大学 美術学部 教授
委員	タカギ アキヨシ 高木 朗義	岐阜大学工学部 シニア教授
委員	ハセガワ ヤスヒロ 長谷川 泰洋	名古屋産業大学現代ビジネス学部 講師
委員	ミツヤ カツシ 三矢 勝司	名古屋工業大学 コミュニティ創成教育研究センター 研究員

(3) 運営要綱

「愛知県広域緑地計画策定委員会」運営要綱

(目的)

第1条 平成32年度を目標年次とする「愛知県広域緑地計画」の改訂にあたり、都市計画区域及び準都市計画区域における緑地の保全及び創出並びに都市緑化の推進に関して新たな視点から新しい県の基本方針を作成するため、「愛知県広域緑地計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を運営する。

(構成)

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表1に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の中から知事が依頼する。

2 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長の選任する委員長代理がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要がある場合、委員以外のものを委員会に出席させることができる。

3 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(会議の公開等)

第5条 委員会は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条第5号等に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合。

(2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合。

2 会議の傍聴方法については、別途定める。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は平成30年度末までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県建設部公園緑地課内におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月26日から、施行し、平成31年3月31日をもって廃止する。

参考2. 用語集

●緑地

都市公園や都市公園以外の公共施設緑地、法律等により保全されている地域制緑地の他、法的担保のない民有地の植栽地なども含み、主に場を指す言葉として使用しています。

●緑

場としての「緑地」に、草や樹木等の植物単体やその集まりである樹林等も含んだ言葉として使用しています。

●生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）【p1、2、28】

●生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）【p28】

生物多様性条約を批准した国々が概ね2年毎に集まり、生物多様性保全のための具体的計画や評価の枠組み、新たな課題などについて話し合う会議を「生物多様性条約締約国会議」という。(COP: Conference Of the Parties/締約国会議)

第10回締約国会議(COP10)は、2010年10月に愛知・名古屋で開催され、第12回締約国会議(COP12)は、2014年10月に韓国・ピョンチャンで開催された。

●樹林地【p4ほか】

土地の大部分について樹木が生育している一団の土地。

●国有林【p9】

林野庁など国の機関が所有する森林。

●民有林【p9】

国有林以外の森林で、都道府県や市町村が所有する森林(公有林)や、個人や企業が所有する森林(私有林)。

●人工林【p9】

主に人が苗木を植えて造成した森林のこと。

●天然林【p9】

主に自然にはえた木で構成された森林のこと。

●多自然川づくり【p10、133】

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息生育・繁殖環境や多様な河川風景を保全・創出するために、河川を整備し管理する手法。

●風致地区【p23、24】

都市における風致を維持するための地区。樹林地・丘陵地・水辺地などの良好な自然環境を保持している地区や、史跡・神社仏閣などのある地区、良好な住環境を維持している地区などを都市計画で指定し、地区内の建物や建ぺい率や高さ、敷地の緑化率等を規制する。

●自然環境保全地域【p23、25】

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。

●自然公園（国定公園特別地域、県立自然公園特別地域）【p23、25】

美しい山河や優れた自然景観に恵まれた地域を保護し、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるように指定した公園。自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類があり、県内は国定公園と、県立自然公園がある。国定公園は自然公園法、県立自然公園は愛知県立自然公園条例に定められている。

●保安林【p23、26】

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

●地域森林計画対象民有林【p23、26】

地域森林計画の対象となっている民有林であり、地域森林計画とは、都道府県知事が、全国森林計画に即して、5年ごとに10年を一期として立てる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするもの。

●ビオトープ【p28、89、94、97】

生物の生息空間のこと。「人の手で作られた水辺」のイメージがあるが、本来の意味は水辺だけでなく樹林や草地などの様々な環境が含まれる。

●生産緑地地区【p29ほか】

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的に、生産緑地法に基づき指定される市街化区域内的の農地。

●ゼロメートル地帯【p37、112】

地面の高さが海の水面より低い土地。

●田園回帰【p51】

農山漁村への関心を高め新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う動きや、都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする意識の高まり。

●パークマネジメント【p54】

公園の計画から運営までについて、人材や資源などを有効活用するための計画を立案し、目標とする公園像をめざす公園管理の考え方。

●プレーパーク【p54、94、119】

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、禁止事項を少なくし子どもたちが自然の素材や道具を使って、自分のやってみたいことを実現していく「遊び場」のこと。「冒険遊び場」とも言う。

●森のようちえん【p94】

自然の中で、幼児や幼少期の子どもたちを対象として自然体験活動を行う運動や団体を指す。活動するフィールドは森だけに限らず、都市公園や里山など様々である。

●生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）【p75、103、104、121、133、140】

野生動植物が生息・生育する場所や採餌・休息・繁殖する場所を保全するとともに、それらの間の移動経路が確保されたネットワーク。

●マーケットサウンディング【p116】

民間事業者から広く意見や提案を求める市場調査。

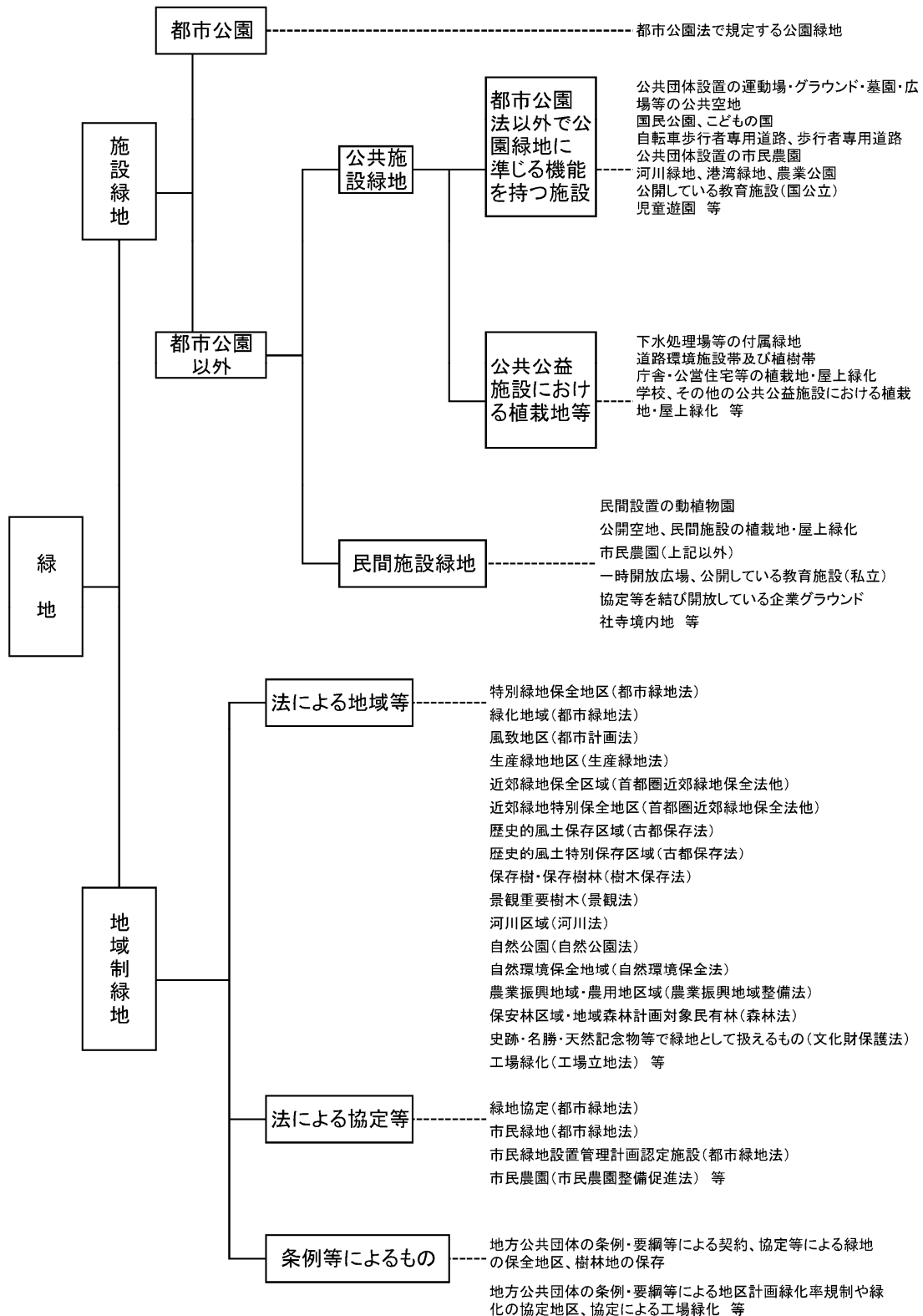
●環境遷移帯（エコトーン）【p133、134】

生き物の生息場所のつながりを示す「生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)」の構成要素の一つで、森と草原、水中と陸という性質の異なった環境が連続的に変化している境界。

●回廊（コリドー）【p133、134】

生き物の生息場所のつながりを示す「生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)」の構成要素の一つで、繁殖地や採餌場など、主に生き物が生息・生育する地域のこと。

参考3. 緑地の分類



資料:平成 29 年度版公園緑地マニュアル(一般社団法人日本公園緑地協会、平成 30 年 3 月 26 日発行)

参考4. 都市公園の種類

種類	種別	内容
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外で一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で1箇所当たり面積4ha以上を標準として配置する。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模 公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものであつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝 緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市林		市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

資料：平成29年度版公園緑地マニュアル（一般社団法人日本公園緑地協会、平成30年3月26日発行）



愛知県建設部公園緑地課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL:052-954-6526(ダイヤルイン) FAX:052-953-5329

<https://www.pref.aichi.jp/koen/> E-mail:koen@pref.aichi.lg.jp

(発行:平成31年3月)